

ご存知
ですか?

配偶者控除の改正ポイント

はじめに

平成30年1月以降の所得税から配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されました。そもそも配偶者控除及び配偶者特別控除とはどのような制度なのか、また今回どう変わったのかを確認していきましょう。

今回は便宜上、夫を納税義務者、妻を配偶者、どちらも年収は給与収入のみと仮定して解説させていただきます。

I 配偶者控除・配偶者特別控除とは

たとえばパートをしている妻を配偶者とする、配偶者控除を受ける人は納税義務者である夫になります。妻の年収が一定金額を超えると、配偶者控除は使えなくなってしまいます。

改正前は、この年収の一定金額の条件が「103万円の壁」と呼ばれ、年収が103万円を超えないように働いているパート主婦が多かったです。また、配偶者特別控除は、妻の年収が103万円を超えて配偶者控除の対象にならない場合に利用でき、年収141万円未満まで段階的に控除が受けられる制度でした。

II 改正4つのポイント

- (1) 平成30年1月1日以後の所得税から適用されます。(住民税は平成31年より適用)
 - (2) 夫が38万円の配偶者控除・配偶者特別控除を受けるための妻の収入条件が103万円から150万円に拡大されました。
 - (3) 夫の合計所得金額が1,000万円以下(年収1,220万円以下)に限定されました。
 - (4) 配偶者控除・配偶者特別控除は夫と妻の収入の組み合わせで決まります。
- 以上が今回の改正ポイントになります。それでは具体的な金額を確認していきましょう。

夫 \ 妻	配偶者控除		配偶者特別控除	
	年収103万円以下	年収103万円超 150万円以下	年収103万円超 150万円以下	年収150万円超 201万6千円未満
年収1,120万円以下 (所得900万円以下)	38万円	38万円	38万円	3~36万円
年収1,120万円超 年収1,170万円以下 (所得950万円以下)	26万円	26万円	26万円	2~24万円
年収1,170万円超 年収1,220万円以下 (所得1,000万円以下)	13万円	13万円	13万円	1~12万円
年収1,220万円超 (所得1,000万円超)	0万円	0万円	0万円	0万円

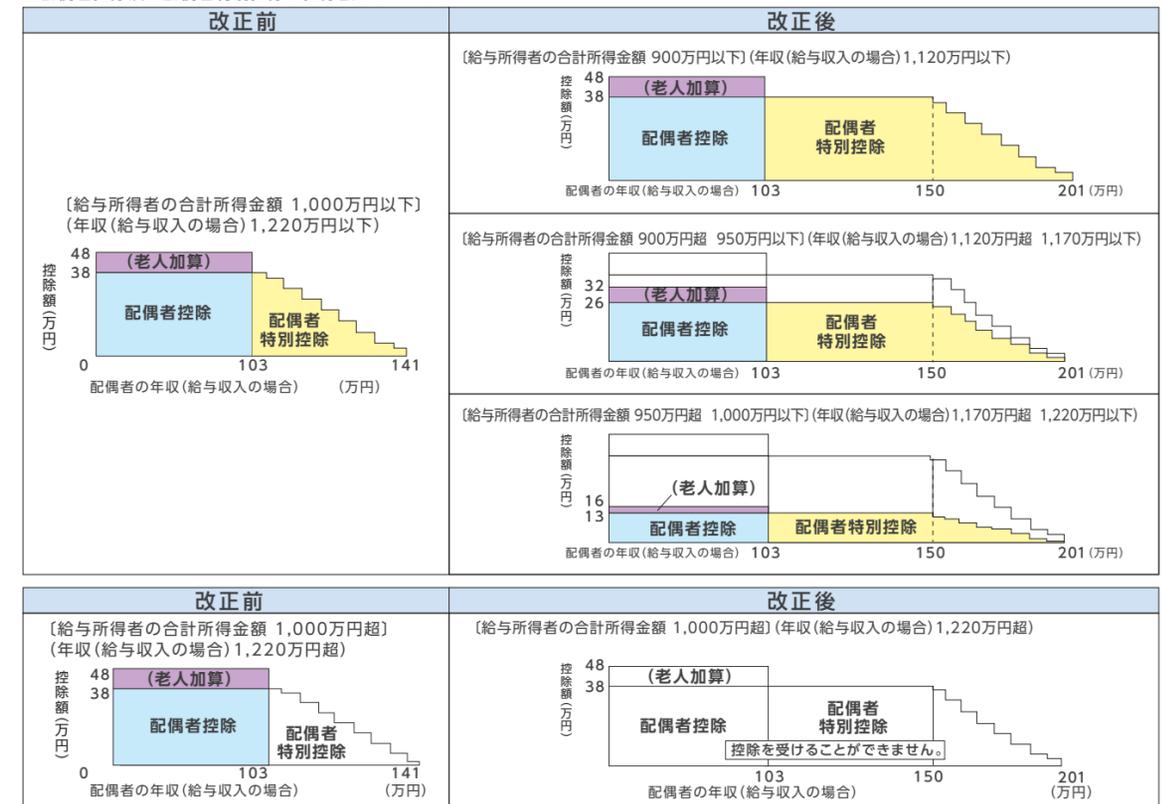
夫の年収が1,120万円以下で、妻の年収が103万円以下であれば、夫は38万円の配偶者控除を受けることができます。妻の年収要件はこれまでと変わらず、夫に年収要件が追加されています。

夫の年収が1,120万円以下で、妻の年収が103万円超150万円以下であれば、夫は配偶者控除を受けられませんが、代わりに配偶者特別控除として38万円(配偶者控除と同額)の控除を受けることができます。この拡充により税制上はいわゆる「103万円の壁」から「150万円の壁」に変わりました。

夫の年収が1,120万円超1,220万円以下では、夫と妻の年収の組み合わせにより控除額が変動します。

妻の年収が150万円超201万6千円未満では、妻の年収が増えるほど夫が受けられる配偶者特別控除は段階的に減っていきます。

■配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ



【出典：国税庁「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて」より】

III 配偶者控除のその他の条件

- 配偶者控除の適用を受けるために金額以外にも次の条件があります。
- ・民法上の配偶者であること……事実婚や内縁関係は認められません。
 - ・納税義務者と生計を一にしていること……別居でも構いませんが、収入は共有している必要があります。
 - ・個人事業者の事業専従者でないこと……自営業者の家族従業員になっていると配偶者控除は受けられません。

おわりに

今回は配偶者控除・配偶者特別控除の改正ポイントについて解説させていただきました。平成30年より妻(配偶者)の年収要件が拡大されましたが、控除を受ける夫(世帯主)には年収要件が新たに追加されたことにより夫の年収が1,220万円を超える高所得者層は所得税と住民税の負担がこれまでより大きくなってしまいます。

また、妻の年収要件が「150万円の壁」となりましたが、これは所得税や住民税の税制に限られ、社会保険の配偶者の扶養に入ることができる「130万円の壁」や「106万円の壁」(※1)は変わっていません。これまで「103万円の壁」により年収が103万円を超えないように働いていたパート主婦の多くは平成30年以降「130万円の壁」により年収130万円未満が一つの基準になるでしょう。

今後は配偶者控除・配偶者特別控除の適用を考える上で、夫婦両方の年収や社会保険を考慮する必要があり、より複雑な制度になりました。

今回改正された「150万円の壁」のみに気を取られ、後から想定外の負担に驚かれないようにそれぞれの家庭にあった働き方を考えてみられることをお勧めします。

- (※1) 勤務条件が以下の人は「106万円の壁」となり、年収106万円を超えると勤務先の社会保険への加入が必要になります。
- ・週の所定労働時間が20時間以上・賃金月額が88,000円以上・雇用期間が1年以上見込まれる
 - ・501人以上(厚生年金の被保険者数)の従業員のいる企業・学業を主とする学生(昼間学校に通う学生)でないこと

お問合せ先

税理士法人 エム・エイ・シー
 Masuda & management Accounting Consultant
 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多備成ビル9F
 TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp

税理士法人 エム・エイ・シー
 株式会社MAC(アール・エス)
 福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多備成ビル9F

ご存知ですか?